

租税特別措置と減価償却に対する意見

株式会社経営共創基盤
代表取締役 CEO 富山和彦

1. 法人税制に対する基本的な考え方

- 法人税実効税率の引き下げは、他の成長戦略メニューとの組み合わせによって、立地競争力を向上させ、ひいては日本経済の持続的な成長と賃金の増加に資する。
 - 特に、グローバル市場で競争する製造業・IT 産業などにおいては、消費地域に拘束されることなく、生産拠点の最適立地を選択することができるから、立地競争力を向上する必要がある。
 - 諸外国とのイコールフットィングの条件で競争できるようにすることはもちろんのこと、日本が一番ビジネスをしやすい税制であることを目指すべき。
- 租税体系は、市場競争を歪めるものであってはならない。
 - 特定のタイプの産業・企業を保護する租税体系は、市場競争を歪めることとなるため、望ましくない。また、経済成長の原動力であるイノベーションの基本特性は、その予測不可能性であり、既存の産業的枠組みを前提に税制上の傾斜を設定することの有効性は乏しい。産業立地競争力という観点から競合国とのイコールフットィングには配慮しつつ、租税原則のとおり、公平・中立・簡素な租税体系を目指すべきである。

2. 租税特別措置の在り方について

① 租税特別措置全体の考え方

- 租税特別措置は、ゼロベースで見直すべきである。そして政策目的自体の合理性が失われているものはもちろん、目的そのものに合理性があっても、利

用状況（多寡や偏り）などに鑑みて、手段として有効性の認められないものは廃止すべきである。政策目標及びそれに対する有効性指標として定量的な KPI を掲げ、PDCA サイクルを回すべきである。

- ▶ 確定期限の定めがある政策税制については、期限時に廃止されることが原則であり、厳しく B/C 分析を行い、安易な延長を許すべきではない。
- ▶ 設備投資を含め、現実の企業行動の多くは、競争市場の厳しい現実に圧倒的に規定されるものであり、租税特別措置による優遇程度で大きく変わるものではない。租税特別措置の B/C 分析に際しては、かかる企業行動の本音のリアリティーを踏まえ、施策と効果の因果関係を厳密にチェックしなければならない。
- ▶ 利用されていない特別措置、あるいは利用企業に偏りがある特別措置について、「周知されていない」あるいは「使い勝手が悪いから使われていない」という反論があるかもしれないが、実際、企業行動が税制に影響されることは少なく、逆に競争市場環境の中でのビジネス判断が租税措置で変わるとすると、それは経営的にはかなり疑問符な経営姿勢である。もしかかる措置が経営判断に決定的に大きな意味合いを持つなら、真剣に経営に取り組んでいる経営者ならば、それに気が付かない方がおかしい。結局、使われないということは、その程度のものだということを示唆しており、こうした観点から施策と効果の因果関係を厳しくチェックする必要がある。

② 研究開発促進税制について

- 立地競争力の強化という観点、及びイノベーションを成長のドライバーとするためには、少なくとも他国で認められているのと同様な研究開発促進税制は、むしろ租特から本則化していくべきである。
 - ▶ 総額型については、諸外国とのイコールフットィングの観点から本則化を進めるべき。ただ、イノベーションという観点からは、これから個別企業により強く期待すべきは、基礎研究よりも、要素技術からビジネスへの架け橋となる事業開発投資である。逆に基礎研究は、世界的には企業ではなく大学や公的研究機関が行う趨勢であり、日本においても、NIH や官民イノベーションプログラムなど、公的資金の投入強化が進められている。したがって、長期的には政策目的を更に絞り、減税対象とすべき研究開発の中身をイノベーション（実際の産業革新、事業革新）との関係でさらに精査していく必要がある。また、事業開発型の研究開発においては、研究開発段階と事業開発段階の区別が難しく、オープンイノベーション化の進展で複数の要素技術が複合的かつ結びついてい

くプロセスになっている。その意味で、事業開発段階での投資性の赤字（場合によっては長期にわたる赤字）を出すことをエンカレッジするという意味では、欠損金の繰越控除を、特に期間の面で拡大させていくことの方が重要である。

- 増加型・高水準型（重点分野の上乗せ措置）については、租税は公平・中立・簡素であるべきという視点から、縮小していくべきである。特定産業のみに偏る税制は競争を歪める上に、前述のように旧来型の産業政策は今や長期的な経済成長にとっては有効性を失っているからである。

③ 中小企業向けの政策税制について

- 政策目的として、「企業支援」を狙う場合には、特定タイプの企業の保護ではなく、新陳代謝を促し、日本全体の持続的な経済成長を促すことへと方針転換するべきである。
 - 資本金や従業員数などの一定条件を満たせば長期間に亘って優遇されるような施策は、営利法人として市場競争の規律を生き抜いて行かねばならない対象企業から、長期的な生産性の向上、さらには成長、発展に対するインセンティブを奪いかねないため、原則として廃止するべき。
 - 仮に中小企業支援的な政策税制を残すのであれば、例えば、設立後数年に限るなど、成長段階の中小企業に限定するべきである。
- 新陳代謝という観点からは、外形標準課税の課税ベース（対象法人範囲）拡大など応益課税を強化することで、生産性（≒収益力）の高低で実質的な税負担率の差が生まれないようにすることが適当である。これによって、税収を増加させることが可能になるだけでなく、一部の企業に税収が偏ることなく、安定的な税収を確保することもできる。
- そもそも法人税の対象となる企業は、営利を目的とする法人であり、競争の中で自律的な経営努力で持続的に収益を獲得し、雇用を創り、賃金を払い、その上でなおかつ利益を上げて税金を納めることこそが社会的な存在意義である。それを超える社会政策的な目的達成は、法人税以外の個人に対する社会保障制度で図られるべきである。

3. 減価償却の在り方について

- 定額法に統一していくべきである。
 - 現在の低金利、かつ資金余剰の経営環境においては、定率法を認めることによる経営上のメリットは殆どない。また、税務上、定率償却の対象

は実質的に機械設備に限られるため、産業構造のサービス化、ソフト化の中で、この問題のインパクトは小さくなっている。

- ▶ 設備投資のような重要なテーマは、あくまでも競争市場の環境に基づいて決定すべき企業の基本戦略であり、税法上の定率法の有無でその基本戦略を変えるべきものではない。私自身、長年、大中小さまざまな規模の企業経営に関わってきたが、設備投資の時期と規模を決定する基本クライテリアとして、税法上の減価償却方法の問題を論点にしたことは一度もない。その意味で、定額法に統一することは、現実の企業行動に対して、長期的にはほとんど影響しないというのが正直な実感である。

以上